

墨田区文化観光基金条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（設置の目的） 第1条 文化観光の<u>振興及びすみだトリフォニーホール</u>の修繕に必要な資金に充てるため、墨田区文化観光基金（以下「基金」という。）を設置する。 （積立て） 第2条 <u>基金として積み立てる額は、次に掲げる額を合計した額とする。</u> （1）<u>前条の規定による基金の目的のための寄付金の額</u> （2）<u>前号に掲げるもののほか、毎年度予算の定める額</u> 2 〔略〕	〔同左〕 第1条 文化観光の<u>振興資金</u>に充てるため、墨田区文化観光基金（以下「基金」という。）を設置する。 〔同左〕 第2条 <u>基金として積み立てる額は、毎年度予算の定める額とする。</u> 2 〔略〕

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。